

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科治療時医療管理料
- 在宅療養支援歯科診療所2
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 地域医療連携体制加算
- 在宅歯科医療推進加算
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 有床義歯咀嚼機能検査2のロ及び咬合圧検査
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- レーザー機器加算
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- う蝕に罹患している患者の指導管理

（う蝕管理）第59号 徴収開始年月日：平成12年7月1日

継続管理種類 価格

01:フッ化物局所 2,000

02:小窩裂溝填塞 1,500

（2024年11月1日時点）